

## 建設下請けいじめ

# 行政は窮状を放置するな

## 私の視点

弁護士・  
京都産業大法科大学院教授

田中 彰寿



昨今の不況で、大企業による下請けいじめが横行している。とりわけ建設業の実情は深刻である。中小企業庁の「下請かけこみ寺」事業では、2010年度の相談4468件のうち、下請法の関係が928件に対し、同法の枠外にある建設業の関係は1257件あつた。相談の3割近くが建設業関係で、件数は下請法関係の1・4倍もある。

私は「下請かけこみ寺」事業で京都府内の法律相談を担当している。下請け業者にとって、裁判所による民事的解決がほとんど功を奏さないことを考えると、保護行政は意義深いのだが、建設業の下請けはほとんど保護のらち外に置かれている。

自動車・繊維・運送などの下請け業者と違つて、建設下請け業者の保護は下請法から除外され、建設業法の枠の中で規定されている。しかも、

その監督は下請け保護に熱心な中企庁や公正取引委員会ではなく、国土交通省や都道府県知事である。また、もっとも重要な下請け契約締結について、書面作成義務が下請法では罰金で担保されているが建設業法には罰則がない。

国交省が10年度に実施した建設業者の下請け取引実態調査によれば、工事を受注したことがある下請け1万6918業者のうち、元請けから「不当なしわ寄せを受けた」または「しわ寄せを受けた工事を知っている」と答えた者は、10・2%にあたる1723業者に上る。

しわ寄せの内容は、追加変更契約の締結拒否17・7%、下請け代金の支払い保留15・9%、やり直し工事の強制13・5%、合意のない赤伝処理（元請けが下請け代金の支払時に諸費用を差し引くこと）11・5%などである。

建設業界は、元請けのもとな中企庁や公正取引委員会でのように参加し、5次、6次県知事までいて、建設業者でも重要な下請け契約締結について、書面作成義務が下請法では罰金で担保されているが建設業法には罰則がない。

建設業者に吸い上げられる末端の下請けは、いったんどうやって生活しているのかと思いやられる。毎年多くの建設業者が何らかの建設業法違反で処分されるが、下請け契約の関係で行政指導や勧告などの処分を受けた例は、発見できなかつた。

建設下請け業者の保護は、国交相のみならず、れっきとした都道府県知事の権限でもある。公共事業が減少し、民間事業でも低価格が強要される今日では、ますます下請け業者にしわ寄せがなされる。それを傍観して放置するのとは、権限を有する行政庁のところではない。